

自治体災害対策全国会議 第1回実行委員会 次第

日 時：平成23年7月13日（水）15:30～16:30

場 所：都道府県会館4階 410会議室

1 開 会

2 議決事項

- (1) 第1号議案 実行委員会規約の策定の件
- (2) 第2号議案 役員を選出の件
- (3) 第3号議案 事業計画の承認の件

3 閉 会

参考資料

- ・自治体災害対策全国会議のスケジュールと実行委員会・事務局の役割分担
- ・「自治体災害対策全国会議実行委員会」の委員就任依頼について

自治体災害対策全国会議実行委員会委員名簿（50音順）

| 役職 | 氏名 | 自治体名 | 出欠 |
|----|--------|---------------|----|
| 委員 | 石垣 正夫 | 新見市長 | 欠 |
| 委員 | 泉田 裕彦 | 新潟県知事 | 代出 |
| 委員 | 井戸 敏三 | 関西広域連合長、兵庫県知事 | 出 |
| 委員 | 稲葉 暉 | 一戸町長 | 出 |
| 委員 | 大村 秀章 | 愛知県知事 | 代出 |
| 委員 | 尾崎 正直 | 高知県知事 | 代出 |
| 委員 | 川勝 平太 | 静岡県知事 | 代出 |
| 委員 | 河野 俊嗣 | 宮崎県知事 | 代出 |
| 委員 | 熊谷 俊人 | 千葉市長 | 代出 |
| 委員 | 新村 卓実 | 奥尻町長 | 欠 |
| 委員 | 平井 伸治 | 鳥取県知事 | 代出 |
| 委員 | 松崎 秀樹 | 浦安市長 | 代出 |
| 委員 | 森 民夫 | 長岡市長 | 欠 |
| 委員 | 矢田 立郎 | 神戸市長 | 代出 |
| 委員 | 横田 修一郎 | 島原市長 | 欠 |

第1号議案

実行委員会規約の策定の件

自治体災害全国会議実行委員会の発足に際し、実行委員会規約の策定について議決を求める。

平成23年7月13日提出

自治体災害対策全国会議実行委員長

自治体災害対策全国会議実行委員会規約（案）

（名 称）

第1条 委員会の名称は、「自治体災害対策全国会議実行委員会」（以下「委員会」という。）とする。

（目 的）

第2条 委員会は、全国の自治体職員が様々な災害による被災体験や教訓を共有するとともに、今後全国各地でその発生が予想される巨大災害等に備える「自治体災害対策全国会議」（以下「全国会議」という。）を主催し、その円滑な運営をはかるため、必要な業務を行うことを目的とする。

（組 織）

第3条 委員会の組織は、次のいずれかを満たし、全国会議開催に賛同する別表に掲げる自治体の長で構成する。

- (1) 全国知事会、指定都市市長会、全国市長会、全国町村会の推薦を受けた自治体
- (2) 大規模被災地自治体
- (3) 今後の巨大災害等に備える主な自治体

（役 員）

第4条 委員会の互選により、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

（会 議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議においては、次にあげる事項を審議し、決定する。

- (1) 全国会議の事業計画の基本的な事項に関すること。
- (2) 全国会議の参加者募集に関すること。
- (3) 事業計画及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

3 委員会の会議の議事は、出席委員した委員の過半数の同意をもって決する。

4 委員は、やむを得ない理由で委員会に出席できない場合、代理人を出席させることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構に置く。

（経 費）

第7条 会議に要する経費は、全国会議等への参加費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会 計)

第8条 委員会の会計は、当初予算成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

(事業計画及び決算)

第9条 委員長は、事業計画を作成し、委員会の承認を得なければならない。

2 委員長は、出納に関する事務を完了したときは、速やかに決算を調整し、監事の監査を経て、委員会に報告しなければならない。

(解 散)

第10条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委 任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第12条 その他委員会の運営に必要な事項については、適宜決定することとする。

附 則

この規約は、平成23年7月13日より施行する。

別表

| 委員会を構成する自治体名等 | |
|--|--|
| (1) 全国知事会 指定都市市長会 全国市長会 全国町村会 の推薦を受けた自治体 | 新潟県 千葉県千葉市 岡山県新見市 岩手県一戸町 |
| (2) 大規模被災地自治体 | 兵庫県 新潟県 鳥取県 神戸市 千葉県浦安市 新潟県長岡市 長崎県島原市 北海道奥尻町 |
| (3) 今後の巨大災害等に備える主 な自治体 | 静岡県 愛知県 高知県 宮崎県 関西広域連合 |

第2号議案

役員を選出の件

自治体災害全国会議実行委員会の発足に際し、実行委員会役員を選任について議決を求める。

平成23年7月13日提出

自治体災害対策全国会議実行委員長

自治体災害対策全国会議実行委員会役員(案)

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 |
|------|-------|---------------|
| 委員長 | 井戸 敏三 | 関西広域連合長 兵庫県知事 |
| 副委員長 | 泉田 裕彦 | 新潟県知事 |
| 副委員長 | 熊谷 俊人 | 千葉市長 |
| 監 事 | 石垣 正夫 | 新見市長 |
| 監 事 | 稲葉 暉 | 一戸町長 |

第3号議案

事業計画の承認の件

自治体災害全国会議の事業計画について承認を求める。

平成23年7月13日提出

自治体災害対策全国会議実行委員長

「自治体災害対策全国会議（仮称）」開催要領

（趣旨）

地震等による大災害が多発する時代を迎えるなか、このたびの東日本大震災はその広域性、津波災害、原発事故といった従来の災害とは異なる様相を呈しており、復旧・復興にあたっては主体となる自治体に様々な課題を突きつけている。

このため、東日本大震災から6か月が経過した9月に、全国の自治体職員が被災地における貴重な震災体験に基づいた復旧・復興への取り組みを共有しつつ、被災地への支援策や今後予想される巨大災害への備えを考える「自治体災害対策全国会議」を兵庫・神戸の地において開催する。

1 実施主体

被災体験自治体や巨大災害等に備える自治体、全国自治体組織推薦の自治体から成る自治体災害対策全国会議実行委員会を設立し（15名）、全国の自治体に向けて会議への参加の呼びかけを行う。

事務局は、（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構が担う。

（1）全国組織から推薦された自治体

全国知事会 : 新潟県
指定都市市長会 : 千葉県千葉市
全国市長会 : 岡山県新見市
全国町村会 : 岩手県一戸町

（2）被災体験自治体

兵庫県、新潟県、鳥取県、神戸市、千葉県浦安市、長崎県島原市、北海道奥尻町、新潟県長岡市

（3）今後の巨大災害等に備える主な自治体

静岡県、愛知県、高知県、宮崎県、関西広域連合

2 「自治体災害対策全国会議」の開催

東日本大震災の特徴である、広域災害、津波災害、原発事故災害そして広域災害支援をテーマに、それぞれの現場のトップからの基調報告に基づき、学識者を交えた対談・パネル形式で論点を整理しつつ、会場からの質疑応答も交えながら議論を深める。

- （1）開催日 : 9月8日（木）・9日（金）
- （2）開催場所 : 神戸ポートピアホテル（神戸市中央区）
- （3）主催 : 「自治体災害対策全国会議実行委員会（仮称）」
- （4）共催 : （公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター
- （5）後援 : 全国知事会、指定都市市長会、全国市長会、全国町村会、
内閣府、兵庫県、神戸市ほか
- （6）募集人員 : 約500名
原則として自治体幹部（オブザーバー参加として、自治体OB職員・関係団体職員も可）
- （7）参加費 : 5,000円

3 基調報告者案

復興構想会議の提言 : 五百旗頭真 東日本大震災復興構想会議議長
広域災害対策 : 村井嘉浩 宮城県知事
津波災害対策 : 佐藤仁 南三陸町長
福島県の取り組み : 佐藤雄平 福島県知事
広域災害支援対策 : 井戸敏三 関西広域連合長（兵庫県知事）
: 室崎益輝 関西学院大学総合政策学部教授
政府復興対策 : 政府復興対策本部担当者
国際緊急支援 : 大島賢三 JICA 副理事長